

事務連絡
令和2年3月11日

木材産業関係団体 各位

林野庁林政部木材産業課長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた木材産業者に対する金融支援について

平素から林業・木材産業施策の推進にご理解、ご協力いただき、お礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた木材産業者を支援するため、別紙のとおり金融措置を講じましたのでお知らせします。

なお、このことにつきまして、貴団体の会員等に対して、周知いただきますようお願いいたします。

林野庁林政部木材産業課

企画班 井口、相馬

Tel : 03-6744-2293

林野庁林政部企画課

(別添の1及び木材産業等高度化推進資金)

林業信用保証班 黒木、酒井、土屋

Tel : 03-3502-8037

< 新型コロナウイルス感染症に関する木材産業者への金融支援 >

(独) 農林漁業信用基金による債務保証

| 支援項目 | 内 容 | 適用開始日 |
|------------------|---|---------------|
| ①実質無担保 ・無保証人化 | 融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ 徴求する債務保証を実行 | 令和2年 3月10日 |
| ②保証料の 実質免除 | 民間金融機関からの資金の借り入れに対する債務保 証について、保証当初最長5年間の保証料を実質免 除 | 令和2年 3月10日 |

お問い合わせ先

- 【(独) 農林漁業信用基金による債務保証について】
新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口
林業信用保証業務部業務課 (03-3294-5585, 5586)

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆さまへ

～経済産業省・中小企業庁による支援策をご紹介～



経済産業省



強力な資金繰り支援

総額1.6兆円規模の資金繰り支援を実施します。
以下では、資金繰り支援のうち、代表的な制度をご案内させていただきます。

融資

実質無利子・無担保で融資！

新規で創設する「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併せてご活用いただくことで、フリーランスを含む個人事業主や売上が減少した中小・小規模事業者について、実質的な無利子・無担保融資を実現します。（1月末まで遡及適用）

新型コロナウイルス
感染症特別貸付



特別利子
補給制度



実質無利子
無担保融資

別枠の融資枠を設け、金利引き下げ。
無担保でも金利据え置き。

※金利引下げは3年間

※中小1.11→0.21%,国民1.36→0.46%

3年間に渡って、
残りの金利分を助成。

信用保証

通常とは別枠で最大5.6億円の信用保証！

セーフティネット（SN）保証制度（2.8億円）、危機関連保証（2.8億円）で最大5.6億円の信用保証枠を、通常とは別枠で確保します。

通常の
信用保証制度
（最大2.8億円）

SN保証
（最大2.8億円）

危機関連保証
（最大2.8億円）

SN保証4号・5号で支援

4号：100%保証

※全都道府県が対象

5号：80%保証

※影響の大きい業種を指定

危機関連保証

（100%保証）

※全国・全業種が対象

その他の支援策

融資

セーフティネット貸付

対象要件を緩和。「売上高が5%減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資対象に。

融資

マル経融資

商工会・商工会議所の経営指導を受けた、小規模事業者を対象に、別枠で最大1000万円まで金利を▲0.9%引下げ。

配慮要請

政府系・民間金融機関に配慮を要請

適時適切な貸出、返済猶予等の既往債務条件変更などを要請。

中小企業金融相談窓口

中小企業庁では、資金繰り支援全般に関してのご質問・ご相談を受け付ける専用ダイヤルを設けております。資金繰りに関してお困りの方は、以下の宛先までご連絡ください。

電話番号 03-3501-1544

開設時間 平日・休日9:00～17:00

上記以外にも複数の支援策を用意しております。以下HPよりご確認ください。

経済産業省HP特設ページにて支援策に関する情報を掲載しています。特設ページでは、関係省庁も含め、事業者の皆さまにご活用いただける支援策をまとめたパンフレットも公開中です。



経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、

または右のQRコードよりご確認ください。

